

(十七番 井上寅吉君登壇)

○十七番(井上寅吉君) 御指名をいただきましたので、議案第八十三号、平成三年度福生市一般会計決算について、賛成の立場から市民クラブを代表して討論を行います。

本決算につきましては、過日の決算委員会において慎重審議されたところであります。平成三年度は第二期福生市総合計画の二年目に当たり、二十一世紀を展望し、まちづくりのための計画に基づき施策の展開を図ってきたことと思います。

決算において、実質収支で四億一千七百万余円の黒字決算になっています。また、財政構造に弾力性があるかを判断する経常収支比率も六九・五％で、標準以内におさまっており、公債比率も七・七％で前年度より下回り、これらの数値から判断しても財政の状況は健全であったと思います。また、特定目的基金が平成四年三月現在で百十九億余円ほどあり、市民一人当たり二十七市中一番で、多過ぎるという意見もあったようですが、福生市の今後の計画を見るときに、福祉センター、学校、地域体育館、庁舎、さらには西多摩衛生組合の新しい焼却施設等大きな事業が山積みしている中で、現在の基金は目的達成のために当然必要な財源であると思います。私はむしろ今以上の基金が必要ではないかと思っております。

また、起債は四十六億余円で、二十七市中一番少ないわけですが、先ほど申し上げた事業を推進していくためには、今後大幅な起債の借り入れが予測されます。さらにこれらの事業のために土地開発公社が用地の先行取得のため借入金を買戻しする額が八十一億余円で、合計すると百二十七億余円の借金になりますので、結局のところ積立金より借金の方が多い計算になるわけです。

このようなことから、財政力のない福生市にとっては計画的な財政運営が必要であるかと思えます。いずれにしても、平成三年度の決算を見ると健全な財政運営がなされていると判断されますが、不況の時代が続く中で、これらの税収の伸びは期待できないと思います。

そこで、行政改革に基づき経費節減をさらに考えていくなど、今後一層の効率的財政運営を図っていたべくよう努力をお願いし、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(赤星人君) 次に、賛成者十六番 齋藤 巽君。

(十六番 齋藤 巽君登壇)

○十六番(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第八十三号 平成三年度福生市一般会計決算認定について、市民クラブを代表し、賛成の立場から討論をいたします。

平成三年度は長く続いた好景気の時代も終わり、歳入面において自主財源は減税などもあり、大幅に伸びなかった年度であったと思います。他方、自主財源の乏しい福生市にとって、依存財源である国、都補助金や基地交付金等、市長を初めとして関係者の皆さんによる自治省、防衛庁、東京都への積極的な働きかけにより一定の成果があり、国庫支出金では九・一％の伸び、都支出金では一五・二％の伸びがあったところで、このような中で、歳出面では投資的経費が前年度より二六・七％の大幅な伸びで、主な事業として熊川緑地、志茂公園等の公園事業、福生保育園の改築事業、市民会館大ホール調光設備改良事業、また、校庭照明及びトイレの完成、第三庁舎建設事業等そのほかの事業に積極的に取り組んだことを高く評価するものでございます。

また、民生費におきまして、一人当たりの歳出額は二十七市中十三番目で、福祉事業は年々上昇してきております。さらに、教育費においては二十七市中四番目であります。そして、現在大きな社会問題となっており、ゴミ問題についても、減量に向け積極的に取り組む姿勢を見せ、発泡スチロールの処理機の購入やPR活動に努め、三年度で計画をした資源の日の設置も四年度から実施されました。

このほか、輝くまち福生の実現に向けていろいろ努力されましたが、この決算に対する市監査の報告のとおり、予算執行上も適正に処置され、決算委員会で確認したところでありますので、本決算に賛成するものであります。

以上、簡単ではありますが、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(赤星人君) 以上で討論を終わります。

これより議案第八十三号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(赤星行人君) 起立多数であります。よって議案第八十三号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(赤星行人君) 日程第六、議案第八十四号、平成三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、議案第八十四号、平成三年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、三年度の医療費の伸びについて、当初の予測とはどのくらいの変化があったか。理事者より、医療費の伸びについては、当初八％で十五億三千八百五十七万三千円という額を見込んだが、決算では十五億三千七百四十七万六千円で、七・二％ということで、当初見込みより若干下回った。

委員より、自然増はどのくらいか。理事者より、自然増については四千六百四十四万二千八百九十二円である。

委員より、限度額所帯がどのくらいふえたか。理事者より、限度額所帯は、三年度は四百三十九所帯である。

委員より、国保の保険基盤安定制度ができて国保がずっと削減されたが、この三年度の軽減分の影響額はどのくらいか。理事者より、基盤安定の影響額であるが、三年度は三百三十二万七千円である。

委員より、国庫の国保に対する引き下げ額は決算でどのくらいになったか。理事者より、国庫負担の引

き下げの関係であるが、約一億二百万円ぐらいの影響額が出るのではないかと見ている。

委員より、都のペナルティーはどのくらいになったか。理事者より、都のペナルティーについては、財政調整額であるが、五百七十四万二千四百九十円である。

委員より、平成三年度の一般会計からの繰入金の二十七市の状況についての資料要求があり、お諮りし、資料の提出がありました。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(赤星行人君) 日程第七、議案第八十五号、平成三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、議案第八十五号 平成三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、三年度の総医療費の額はどのくらいか。理事者より、総医療費については十七億千四百六十万二千二百六十三円である。

委員より、患者負担金額の総額はどのくらいか。理事者より、患者負担額の総額は五千九百九十八万一千百八十六円である。

委員より、患者の一部負担金の一人当たりの額はどのくらいか。理事者より、一人当たりの一部負担金額は一千七百八十円である。

委員より、この決算年度の一月一日から老健法が変わったということで、一人当たりの負担額の増額分はどのくらいか。また、老健法の対象となっていた受診率、高齢者の入院、通院の割合について伺いたい。理事者より、一月から二月の上がった分は、総額で二百七十二万七千五百円である。また、受診率については一五五%、それから入院の割合については五五・一%、入院以外は四四・九%となっている。

意見があり、委員より、この老人医療特別会計についてはもともと無料化で始まったものが有料化になり、しかも改正によってお年寄りの負担がふえている状況にある。これは市が負担しても何ら不可能な金額でもなく、また、国に対しても無料化にすべきであり、この決算に反対である。

審査中に反対の意見があり、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり認定いたしました。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星人君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第八十五号、平成三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

この老人保健医療特別会計は高齢者の医療費を有料化にするためにできたものです。自民党政府は高齢化社会を口実に、高齢者の皆さんの医療費を抑制するために老人保健法を創設しました。この制度は一九八三年二月一日より施行され、高齢者への医療の抑制を続けてきています。その後、老人保健法は一九八七年一月一日、一九九二年一月一日に改悪を重ね、高齢者の医療費負担分を大幅に値上げしてまいりました。これにより高齢者の方々の命と暮らしはますます脅かされています。また、さらに追い打ちをかけるように来年度以降も値上げをとしています。自民党政府は高齢者の方々の負担を年々増額しています。が、国の老人医療費に対する負担は、発足時四四・九%だったものを三四・六%と引き下げ、六千億円を超える減額をしています。この減額分が高齢者の方々の負担増となっています。

本決算では高齢者の方々が負担する患者一部負担金は総額で五千九百九十八万一千円であり、一人当たりの平均負担額は二万一千三百八十一円となります。前年と比較しますと、総額で八百六十九万七千円の増となっており、一人当たりで二千六十一円の増であり、率では一五・四五%の伸びとなっています。老人保健法のたび重なる改悪で患者一部負担金が大幅に値上げをされた結果、高齢者の方々の一人一人の医療費の負担が大きくなっています。政府は高齢化社会を口実にして、これまで社会に貢献してきた高齢者の皆さんの命と暮らしを脅かす冷たい政治を行っています。

があるか。理事者より、平成三年度は三千六百八十九万八千六百十円になる。収入未済は八月の段階では四百四十四万六千三百八十七円である。最高金額は十五万円である。これは下水道使用料のみである。

委員より、この決算では基地に対する大口と小口との差額が三千六百万円と非常に多額にわたっているわけで、それは当然正していかなければならないが、依然としてそういうふうに出ていく考えはなく、その他下の川関連のこともあるので、私どもはこの決算について反対である。

本案について、審査中に反対の意見がありましたので、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で認定すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

○十一番（松山 清君） 議案第八十六号、平成三年度福生市下水道事業会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

下水道事業におきましては、横田基地に対して莫大な料金のサービスを継続し続けてきました。平成三年度におきまして三千六百八十九万円のサービスを行い、累計で六億円にもなるうとしております。こうした米軍へのサービスが、下水道使用料条例第二条第二項を根拠に行われてはいますが、同じ条項の適用を受ける市民の減額分は五百十八万円であり、米軍の七分の一以下であります。条例は本来市民のため

にあるものですが、この条例だけは米軍サービスのために設けられているものであります。

私たちはこれまでも米軍横田基地へのサービスをやめることを強く主張してまいりました。市長がこうしたサービスをやめることを決めればいいわけで、そうすれば直ちに実現できるものでありますし、また、そのことは同時に下水道料金的大幅増収につながるものであります。こうしたことをなぜやれないのかといえ、市長の基地に奉仕する政治姿勢があるからにほかならないと思います。こうした基地奉仕の姿勢を根本的に転換することを強く私も要求するとともに、こうした基地への大サービスを含んでいる当決算については当然反対であります。

以上、簡単でございますが、反対討論とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 次に、賛成者三番山下 進君。

（三番 山下 進君登壇）

○三番（山下 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十六号、平成三年度福生市下水道事業会計決算認定に当たり、賛成の立場から討論いたします。

さて、平成三年度決算における歳入の中で、約二九％の比率を占める下水道使用料の収入が前年度と比較し二・八％、一千九百五十七万六千円増となっております。このことから下水道財政が順調に推移していることがうかがえます。

なお、国庫支出金及び市債が増額となっているのは工事量の増によるものであり、このことにより、歳入決算が前年比五・三％の増となっており、計画に基づき雨水管等の整備も順調に進み、市民にとって快適な生活環境が確保されているものと思われれます。

以上、現状の中にあつてごく順調に推移していると思われれます。今後は福生市基本計画に基づいて水洗化の普及促進、雨水管渠施設の整備、維持管理の充実、経営の健全化に向けてなお一層の御努力をお願いし、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（赤星行人君） 以上で討論を終わります。

これより議案第八十六号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(赤星行人君) 起立多数であります。よって議案第八十六号は、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(赤星行人君) 日程第九、議案第八十七号、平成三年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 浜中輝夫君登壇)

○建設委員長(浜中輝夫君) 御指名がございましたので、議案第八十七号、平成三年度福生市受託水道事業会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者の説明を省略し、質疑に入りました。

委員より、福生市全体の水道料使用料はどのくらいの金額になるか。理事者より、調定額で十億五千八百八十二万六千八百六十八円である。

委員より、石綿管から鋳鉄管への改良は現時点ではどのくらい進んでいるか。理事者より、管種替えの計画は東京都は平成七年度までにすべて石綿管を鋳鉄管に替えるという計画を立てており、福生市においても非常に順調に取り替え工事が進んでいる。平成三年度の施工延長では四千六百三十七メートルほど取り替えており、残りが四千七百六十三メートルほどである。全体の配水管から見ると三・六％である。延長的には単年度でできる距離だが、都の舗装などの規制関係、あるいは市道などの細かな点があるので、

ほとんど終わると思うが、少し残るのではないか。

委員より、全力を挙げて取り組んでいただきたい。

委員より、奥多摩街道が拡幅されており、水道の布設替等していると思うが、片倉跡地の十字路から二小の入口までの二百メートルぐらいについては水道管が布設されていない。平成五年度ごろには拡幅したところに水道管の本管が埋設されるかどうか。理事者より、東京都に再度確認してみたい。東京都の改修や工事予定は入っていないが、できるだけ急ぐということはわかっており、都の方でそれに十分対応していただけるようにしたいとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十、陳情第四十八号、保育時間の延長を求める陳情書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 佐藤慶二君登壇)

○厚生委員長(佐藤慶二君) 御指名をいただきましたので、陳情第四一八号 保育時間の延長を求める陳情書について、審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

前回の経過では、六月十六日の厚生委員会において三人の委員から採択してほしいという意見があり、また、三人の委員から他市の状況も調べもう少し勉強したいというので継続してほしいとの意見がありまして、賛成多数で継続審査となっていたものであります。

前回に引き続き意見を求めたところ、委員より、保育時間の延長についてよく検討していただくということを条件に採択されたい。

委員より、休日を支える労働力の必要性から行政がこれらについて保障していくことが大事であり、採択されたい。

また委員より、いろいろな職種があり、時差通勤などの対応も検討していただき、採択をお願いしたい。その後お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり採択すべきものと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第四一八号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四一八号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長(赤星行人君) 一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時 開議

○議長(赤星行人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一、陳情第四一十四号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情書及び日程第十二、陳情第四一十五号、「義務教育国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書の二件を一括して議題といたします。

本二件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 御指名を賜り、陳情第四一十四号、学校事務職員・栄養職員の給与費半額負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情書及び陳情第四一十五号、「義務教育国庫負担法」の改正に反対し、これまでに除外・削減された費用の復元を求める陳情書につきまして、委員会における審査報告をいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

委員より、この陳情と同様の陳情が過去においても毎年提出されており、それに対して議会ではその都度採択してきたところで、除外・削減された費用の復元はだれもが望むところであり、この二件の陳情は採択してはどうかとの意見があり、お諮りしましたところ、全員異議なく採択と決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第四十四号及び陳情第四十五号について採決いたします。
本二件に対する委員長の報告は採択であります。
お諮りいたします。

本二件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって陳情第四十四号及び陳情第四十五号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十三、陳情第四十八号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書を議題といたします。
本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、陳情第四十八号 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書について、審査報告をさせていただきます。

す。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

各委員の意見を求めましたところ、委員より、新聞報道がされているとおり、遮水シート破損などの問題で、住民からの指摘などの後でいろいろな調査が行われ、安全だとの結果が出たが、検査方法など幾つもの疑問が出てくることであり、この陳情にもあるとおり、実態究明と万全な公害対策の必要、また、地元住民の合意を取ることで、それから一点集中型の処分方式を転換し、別の方策も取ることなど、処分場に参加している自治体としては、周辺住民の安全を考えて意見を上げていくべきであると思う。そういった意味から、早急に採択をし、意見書を出すべきである。

また委員より、西多摩全体を考えると、この安全確認の問題については大事な問題であり、この問題については十分勉強するということから継続と願いたい。

また委員より、陳情については心情的には理解できるが、現在、ごみ処理については大変なお金をかけて処理しているのが現状である。そういった現状の中で、当市は谷戸沢にお願いする立場であり、また、七月には三多摩地域廃棄物広域処分組合で安全宣言をしており、本陳情については不採択とされたい。

また委員より、今後各市において最終処分による公害が起らないように考えていかなければならないと考えるが、この問題は難しい問題であり、継続して十分な審議をされたい。

本件について継続されたいとの意見と、結論付けられたいとの意見が出され、継続することを諮ったところ、起立少数で結論づけることに決定いたしました。

さらに、委員より引き続き意見があり、お世話になるからと言って異議を唱えないということでは困る。門前払いでなく、むしろ積極的に第一処分場や、これから計画をし、考え直さなければいけない。第二処分場のことを考えるということでは採択されたい。

委員より、この陳情の三項目については、ごみ問題として今後考えていかなければならないと思うが、ここで組合に意見書を出すのは時期的に不適格であり、不採択とされたい。

その後、起立によって採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星人君） 以上で報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。五番野口秀世君。

（五番 野口秀世君登壇）

○五番（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、陳情第四十八号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書につきまして、反対の討論をさせていただきます。

今日、大きな社会問題となっておりますごみ問題は、地球的な環境保全、資源の保護並びに有効活用といった面を含め、各自治体ともに英知を結集し、その対策に積極的に取り組まなければならない最も重要な課題であると考えております。しかしながら、市民が日常生活をしていく中で、ごみの発生量を抑えていくということはできません。そのような中で、ごみ最終処場の確保は各自治体共通の悩みでもあり、最も重要な問題であると思います。そのような中で、ごみ最終処場の確保は各自治体共通の悩みでもあり、最も重要な問題であると思います。当市の可燃物の焼却残渣も既に昭和五十九年から西多摩衛生組合を通じて谷戸沢廃棄物広域処分場をお願いしているところであります。

今回の陳情については、私は遮水シート問題については、広域処分場組合の公害防止協定等に基づき直ちに対処したものと考えており、また、その結果についても環境保全上問題になるような値は見られず、

周辺環境に特に特段の影響を及ぼしていないものであるとの結論が出され、地元日の出町においても安全宣言を行っていると同っております。

一方、第二処分場建設問題につきましては、現在の第一処分場が計画より早くいっぱいになるといふことが予想されており、この建設計画にいささかの遅れをとることも許されない状況であります。既に日の出町並びに地元自治会等の御理解により基本的に同意もいただいております、都下三百六十五万市民のために早期に建設をしなければならぬと思っております。

構成団体の一員である我が福生市も、建設に向け積極的に協力しなければならないということ強く申し述べまして、私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（赤星人君） 次に賛成者、十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 陳情第四十八号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情書につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして賛成討論を行います。

本陳情は陳情項目、陳情内容からしても至極当然のことであり、採択をすべきと考えています。

日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理問題につきましては、本年三月十七日の朝日新聞夕刊で汚水遮断シート破損との見出しでゴムシートがたびたび破損し、三年前から修理を続けている。これまでに七カ所で破損が確認され、破損が予想される場所を含めた修理箇所は百カ所以上に及ぶとの報道がなされたことをきっかけに、環境監視研究所が処分場周辺の水質分析を行ったものであります。

問題のこのゴムシートは、厚さわずか一・五ミリのもので、これまでも各所のゴムシートが敷設された管理型処分場でその安全性に疑いが持たれています。一九八六年一月、八王子市宮の戸吹処分場で汚水流失事故が発覚し、掘削調査を行った結果、遮水ゴムシートの破損が確認をされたという事件が過去に起こっていることから、今回の谷戸沢処分場についても十分にその疑いを持たせるものだと考えられます。また、地元住民の聞き取り調査の結果、谷戸沢処分場に隣接した民家で昭和二十七年より使用してきている井戸水が、処分場の操業開始後から異臭を発生するようになり、使用を中止していることも戸吹処分場と

同様に、ゴムシートの破損と汚水の流出の疑いを持たせるに十分な状況証拠であります。

環境監視研究所が五月六日に処分場の防災調整池を初め周辺の井戸水の水質調査を行った結果、調整池及び処分場に隣接した井戸から自然界には存在しない難燃剤のTBXPが高濃度に検出されたほか、調整池からは鉄、マンガン、銅も検出され、また、隣接する井戸からも水道水準を大幅に超える鉄、マンガンが検出されました。これらの結果から、ゴムシートが破損しているのではないかという懸念が一層強まっています。

この水質調査結果がテレビ報道で伝えられると、東京都は処分組合に調査を指示いたしました。処分組合は五月二十六日と二十七日に十八ヵ所の調査地点で資料を採取して分析を行い、その結果を六月二十九日に発表したのです。それによりますと、プラスチック添加剤、リン系難燃剤、フタル酸エステル化合物が原水や防災調整池、湧き水、谷戸川及び周辺民家の井戸など広範囲に検出されましたが、組合側は処分場との因果関係を否定しました。また、問題になっていきます遮断ゴムシートの破損による汚水漏れの疑いについても、TBXPは遮断シートの下敷布や排水に用いているRCP管から検出されており、これらの影響を考慮する必要があるとしています。

しかし、この処分組合の調査結果に対する考え方には多くの疑問点があります。第一に、モニタリングの井戸については鉄、マンガンが水道水基準を大幅に超えているほか、砒素が検出されていること、フタル酸G2エチルヘキシルや、銅、亜鉛が浸出水原水や河川水、ほかの井戸などに比べても異常に高い結果になっているにもかかわらず、処分場の影響とは考えられず、その原因は不明であるとしています。また、色度や濁度等の値が高く、濁りが発生しているが、水量が少ないところに一度に大量の採水を行ったための一時的な現象であるとしてもしていますが、公害防止協定に基づくこれまでの調査結果によりますと、今回検出された砒素は環境基準の〇・〇五PPMに近い〇・〇三PPMを検出していること、鉄、マンガンは水道水基準を超えていること、また、色度や濁度等も異常に高いことなどから、一過的な原因ではなく、何らかの汚染源が存在されると思われる。第二に、周辺民家の井戸の中には鉄、マンガンが水道水基準を超えているにもかかわらず、これには全く触れていません。第三には防災調整池からTBXP及

びフタル酸エステル化合物が検出されているほか、塩素イオンが井戸水と比べて数倍から十倍近く高いことから、処分場の影響が考えられますが、組合はTBXPは遮断シート下の不織布に用いているRCP管から検出されており、これらの影響を考慮する必要があるとしているだけで、処分場からの浸出水の漏れの影響については全く言及をしていません。

東京都も処分場周辺の河川や地下水質汚濁状況を把握するために、六月二日、三日の両日それぞれ河川四地点、井戸七地点の水質調査を行いました。しかし、不可解なことに、環境監視研究所の調査で高濃度のTBXPが検出された処分場に隣接する井戸は、持主の方の検査の要望が出ていたにもかかわらず調査から外されました。この都の調査結果によりまして、プラスチック添加剤のTCPEとTBXPは河川水のほとんどから検出されています。汚水が漏れ出している際には高濃度になるとされている塩素イオンは、処分場下流の谷戸川はいずれも処分場の影響を受けない河川よりも数倍から十倍程度高く、処分場からの影響を受けているという結果が出ました。

こうした結果にもかかわらず、都は全般的に濃度レベルが低いので、この調査結果だけから処分場の影響を結論付けることは困難であるという見解を示しました。ではなぜ谷戸川の塩素イオンやCOD濃度が高いかについての理由は全く触れられていません。

当の日の出町でも六月十六日から十八日の三日間、町内河川全般と井戸処分場の浸水源水や調整池について水質調査を行いました。その結果、これまでの水質調査でも明らかになったように、河川水中のTC、EPの濃度が異常に高いことや、井戸水が水道水基準を超えていること、また塩素イオン濃度の高いことが判明しました。しかし、日の出町はこうした結果が出たにもかかわらず処分場を原因とするものではないとし、安全宣言を行いました。

以上、申し述べてきましたように、この安全宣言どころか、ゴムシートの破損による汚水漏れの疑惑はますます強まってきています。ましてや、地域住民の意向を無視して第二処分場の建設計画を進めるなど、とんでもないことであります。第二処分場建設を進める前に、こうした最終処分場問題を基本的に解決することが重要ではないでしょうか。